

「平成30年大阪府北部地震義援金」の募集について

岬町社会福祉協議会・岬地区募金会では、平成30年6月18日に発生した大阪府北部を震源とする地震により、被災を受けられた方々を支援するため、(社福)大阪府共同募金会が行う『平成30年大阪府北部地震義援金』を下記のとおり募集します。

- 1、義援金の名称 「平成30年大阪府北部地震義援金」
- 2、募集期間 平成30年6月25日～平成30年9月28日(土・日・祝は除く)
月曜日～金曜日 午前9時00分から午後5時30分
- 3、受付場所 岬町社会福祉協議会(岬町深日3238-24)
電話072-492-0633/492-5700
- 4、義援金の配分等 岬町社会福祉協議会・岬地区募金会で受付けた義援金は、(社福)大阪府共同募金会へ送金し、大阪府が設置する義援金募集委員会において使途・配分を決定し、被災された市町を通じて被災者に支給される予定です。
- 5、その他 義援金について税制上の優遇措置を希望される場合は、お申出下さい。

直接義援金を送金する場合は、下記の義援金受入口座へ送金して下さい。

【 義援金受入口座 : 平成30年6月22日から平成30年9月28日まで 】

金融機関	支店名	口座番号	名義等
ゆうちょ銀行	郵便振替番号	00950-9-333113	大阪府共同募金会大阪府北部地震義援金

- *ゆうちょ銀行における窓口での振替料金は無料です。ATM及びインターネットバンキングを利用した振込手数料は有料です。
- *この義援金は、所得税法第78条第2項第1号及び法人税法第37条第3項第1号に規定する「国又は地方公共団体に対する寄附金」並びに地方税法第37条の2第1項第1号及び同法第314条の7第1項第1号に規定する「都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金」に該当するため、税制優遇の対象となります。この優遇措置の適用を受ける場合には、金融機関での振込金受領証に「平成30年大阪府北部地震義援金」募集要綱を添えて、確定申告書類に添付する必要があります。なお、大阪府共同募金会発行の領収書が必要な場合は、大阪府共同募金会(TEL:06-6762-8717)までご連絡をお願いします。後日、領収書を発行します。